

入札説明書

この入札説明書は、令和6年12月20日付け公告第229号（以下「入札公告」という。）による脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務（夜間便2号・セメント原料化）の一般競争入札に参加する者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県北流域下水道建設事務所長 高坂 宏哉

2 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務（夜間便2号・セメント原料化）
予定数量 2,400 トン

(2) 業務の仕様等

入札説明書、脱水汚泥収集運搬及び処分業務委託共通仕様書（以下「業務委託共通仕様書」という。）及び脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務委託（夜間便2号・セメント原料化）特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
（契約締結の日から令和7年3月31日までを業務準備のための期間とする。）

(4) 履行場所（下水汚泥積込場所）

県北浄化センター（福島県伊達郡国見町大字徳江字上悪戸46番地の1）

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格に関する事項は入札公告第2項のとおりとする。

なお、入札公告第2項第1号イの「福島県、国又は他の地方公共団体における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない」とは、福島県の工事等入札参加資格、庁舎等維持管理業務入札参加資格、物品の製造の請負、買入れ及び修繕の入札参加資格において入札参加資格制限措置を受けていないことをいう。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、入札説明書において示す一般競争入札参加資格確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。なお、グループで入札に参加する場合は、その代表者を定めること。

また、返信用封筒として、表面に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼った長3号封筒を申請書等と併せて提出する

こと。

なお、提出期日までに当該申請を行わなかった場合には、当該資格が与えられないので、十分に注意すること。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出、又は聴取等を求めることがある。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

（イ）会社登記簿謄本（コピー可）※3ヶ月以内のものに限る。

（ロ）会社印鑑証明書（コピー可）※3ヶ月以内のものに限る。

（ハ）財務諸表（入札参加資格確認申請日直前2年の各営業年度分）

貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

（ニ）法人県民税、法人事業税及び自動車税納税証明書（福島県内に営業所等がなく、福島県に納めるべき税金が発生しない場合は不要）

- ・納税証明書は申請日から遡って3ヶ月以内に課税地を所轄する福島県各地方振興局県税部で発行されたものとする。

- ・証明事項は、法人県民税、法人事業税及び自動車税とし、入札参加資格確認申請日の直前1年間における、福島県に納付し又は納付すべき額として確認したものとすること。

（ホ）消費税及び地方消費税納税証明書

- ・納税証明書は申請日から遡って3ヶ月以内に申請者の主たる営業所所在地を所轄する税務署で発行されたものとする。

- ・証明事項は、消費税及び地方消費税とし、入札参加資格確認申請日の直前1年間における、福島県に納付し又は納付すべき額として確定したものとすること。

- ・納税証明書の様式は、税額の証明書（その1）又は未納がないことの証明（その3、その3の2、その3の3）とする。

（ヘ）会社業務案内書（パンフレット等）

イ グループ委任状（様式2）（グループとして申請する場合）

ウ 下水汚泥収集運搬・処分業務の受注実績調書（様式3）

エ 処理体制の確認調書（様式4）

オ 使用予定車両一覧表（様式5）

カ 自動車検査証の写し及び車両の写真（上記オに記載した車両全てについて添付すること）

キ 産業廃棄物処分業及び収集運搬業許可証の写し

※分類は汚泥、収集運搬業許可については、排出地（福島県）及び処分場所在地の許可証の写し

ク グループ体制調書（様式6）

ケ グループ協定書の写し（様式7に準ずる）

コ 委任状兼使用印鑑届（様式8）

サ 暴力団排除に関する表明・確約についての同意書（様式9）

シ 受付票（様式10）

- (2) 提出期限
令和6年12月27日(金)午後5時まで
- (3) 提出場所
郵便番号 960-0102
住 所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
福島県北流域下水道建設事務所総務課
電話番号 024-554-2011
- (4) 提出方法
ア 持参により提出する場合
4(2)の提出期限まで(土曜日及び日曜日を除く。)に4(3)の場所に提出すること。
イ 郵送により提出する場合
書留郵便により行うものとし、4(2)の提出期限までに4(3)の場所に必着させること。
- (5) 一般競争入札参加資格確認通知書(様式12)の発送日
令和7年1月6日(月)
- (6) その他
ア グループで参加する場合は、4(1)ア(ア)~(カ)、ウ、オ、カ、キ及びサは、構成員全員分を提出すること。
イ 4(1)イ、ク及びケは、単独企業で参加する場合は不要とする。
ウ 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
エ 提出書類はA4版で作成し、1部提出すること。

5 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。この場合は、令和7年1月7日(火)午後5時まで(以下)に掲げる場所に書面を提出しなければならない。また、書面が提出されたときは、令和7年1月8日(水)までに書面により回答するものとする。

6 契約条項等を示す場所等

- (1) 契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 960-0102
住 所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
福島県北流域下水道建設事務所総務課
電話番号 024-554-2011
- (2) 契約条項等の閲覧期間
令和6年12月20日(金)から令和7年1月10日(金)まで(土曜日及び日曜日並びに令和6年12月30日から令和7年1月3日までを除く。)の午前8時30分

から午後5時までとする。

- (3) 入札説明書、産業廃棄物処理委託契約書（案）、業務委託共通仕様書、特記仕様書等は、福島県北流域下水道建設事務所ウェブサイトからダウンロードして入手することができる。

※ウェブサイトアドレス

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41510a/general-competitive-bidding.html>

7 質問及び回答方法

各書類等に対する質問は、次のとおりとする。

- (1) 質問の受付期間 令和6年12月20日（金）から令和6年12月24日（火）午後5時まで
- (2) 質問の回答予定日 令和6年12月25日（水）まで
- (3) 質問は、質問書（様式15）を福島県北流域下水道建設事務所宛てにファクシミリ又は電子メールにて提出すること。この場合、提出の後に必ず電話で確認をとること。

電話番号 024-554-2011

ファクシミリ 024-554-2932

電子メール kenpoku.ryuiki@pref.fukushima.lg.jp

- (4) 質問書の回答は、質問回答書（様式16）により、福島県北流域下水道建設事務所のウェブサイトに随時掲載する。

福島県北流域下水道建設事務所ウェブサイト

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41510a/general-competitive-bidding.html>

8 入札書の提出方法

入札に参加する者は、入札公告、入札説明書、産業廃棄物処理委託契約書（案）、業務委託共通仕様書、特記仕様書及び現場等を熟知した上で、入札書を次の方法により提出すること。

- (1) 入札書は、封筒に入れ、封かんの上、封筒の外に貼り付け用紙（様式22）を貼り付け、下記10(1)及び(2)に規定する日時及び場所に提出すること。
- (2) 入札書は、様式17を使用すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。
- (4) 郵送による入札については、二重封筒の中封筒及び表封筒のそれぞれに所定の貼り付け用紙（様式22）を貼り付け、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で令和7年1月10日（金）午後5時までに上記6(1)に掲げる場所

に必着のこと。なお、貼り付け用紙（様式 22）に示す郵便局差出期限日は、内国郵便約款上、実際に郵便局に差し出すことが可能な日と異なる場合があるため、事前に、上記の期日を配達日として指定できるか、差出しをしようとする郵便局に必ず確認すること。

- (5) 代理人をもって入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。また、代理人は委任状（様式 18）を持参すること。
- (6) 一度提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

9 開札の方法

- (1) 入札及び開札の日時 令和 7 年 1 月 14 日（火）午前 10 時
- (2) 入札及び開札の場所 福島県北流域下水道建設事務所大会議室
- (3) 開札は、公開とし、入札者又はその代理人及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札に立ち会う入札者又はその代理人は、開札に先立ち、次の書類の確認を受けるものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格確認通知書（様式 12）の原本
（入札参加者が本書を持参する。）
 - イ 委任状（様式 18）（代理人が出席する場合のみ。）
 - ウ 福島県が発行する入札保証金に関する領収書（入札保証金を納付する場合）
- (5) 開札したときは、直ちに入札書及び中封筒の記載事項を確認し、無効の入札を行った者があった場合には、当該入札者名及び当該理由を読み上げるものとする。
- (6) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度の入札については辞退したものとする。また、初回入札が無効（下記 11(4)から(8)に該当する場合を除く。）となった者は、再度入札に参加できないものとする。
- (7) 開札の結果、その場所において落札者を決定したときは、落札者名及び落札者の入札金額を読み上げるものとする。
- (8) 天災その他やむを得ない理由により、開札を行うことができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札に参加する者の負担とする。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
 - ア 入札に参加しようとする者は、開札する直前までに、入札金額に予定数量を乗じて得た額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、出納取扱金融機関（福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和 2 年福島県規則第 37 号。以下「会計規則」という。）第 6 条第 2 項に規定する福島県流域下水道事業出納取扱金融機関。以下同じ。）が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納め、又

はその納付に代えて会計規則第 71 条第 1 項各号に規定する有価証券を担保として提出しなければならない。この場合において、当該有価証券の担保価額の算定については、同項に規定するところによる。

イ 上記アにかかわらず、会計規則第 186 条第 1 項第 1 号及び第 2 号（別記 1）のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された者が落札者となった場合において、落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、免除された入札保証金に相当する額を違約金として納付しなければならない。

ウ 入札保証金の納付の免除を申請する者は、上記 4 の一般競争入札参加資格確認申請書の提出と合わせて、入札保証金納付免除申請書（様式 11）を提出すること。入札保証保険により免除申請する者は、保険証券原本を入札時に提出するものとする。

エ 入札保証金を納付する者は、納入通知書の発行を上記 4 (2) の一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限までに、上記 4 (3) に記載する連絡先へ申し出ること。

オ 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することができるものとする。

(2) 契約保証金

ア 落札者は、契約の締結と同時に、契約金額（以下「委託単価」という。）に予定数量を乗じて得た額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、出納取扱金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納め、又はその納付に代えて会計規則第 71 条第 1 項各号に規定する有価証券又はこの契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は県が確実と認める金融機関の保証（当該保証を証する書面）を担保として提出しなければならない。なお、有価証券を担保として提供する場合において、当該有価証券の担保価額の算定については、会計規則第 71 条第 1 項各号に規定するところによる。

イ 上記アにかかわらず、会計規則第 167 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 16 号（別記 1）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。ただし、会計規則第 167 条第 1 項第 2 号に該当し契約保証金の納付を免除する場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

ウ 委託単価の変更があつた場合には、保証の額（上記ア及びイに係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額）が変更前の委託単価に処理済業務数量を乗じて得た額と変更後の委託単価に予定数量から処理済業務数量を除いた数量を乗じて得た額の合計額の 100 分の 5 に達するまで、県は、保証の額の増額を請求することができ、落札者は、保証の額の減額を請求することができる。

エ 契約保証金から生じた利子は、県に帰属するものとする。

11 入札の無効

入札公告第9項のほかに次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者が入札した場合
- (2) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提出しない者が入札した場合
- (3) 委任状を持参しない代理人が入札した場合
- (4) 入札書が鉛筆書きによる場合
- (5) 入札書に金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない場合
- (6) 入札書にあて先、商号又は名称、押印のいずれかがない場合（外国人又は外国法人にあっては、代表者又は代理人本人の署名をもって代えることができる。また、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札書も含む。）
- (7) 入札書の日付がない又は公告日から開札日までの期間内の日付となっていない場合
- (8) 入札書に件名、履行場所のいずれかが記載されていない場合
- (9) 入札書の件名、履行場所のいずれかが入札公告と一致しない場合（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）
- (10) 郵送による入札において、入札書が上記8(4)に掲げる方法以外の方法により提出された場合
- (11) 郵送による入札において、入札書が上記8(4)に示す期日以外の日に到着した場合（郵便事故による場合であって開札に間に合うものを除く。）
- (12) 郵送による入札において、入札書が入札公告第6項に示す提出場所以外に到着した場合（郵便事故による場合であって開札に間に合うものを除く。）
- (13) 同一入札者が入札書を2通以上提出した場合
- (14) 入札に際し、談合の事実が確認された場合、または、談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合
- (15) その他、入札公告、入札説明書等において示した条項に違反して入札した場合

12 入札方法

入札方法は、入札公告第10項のとおりとする。

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。
- (4) 落札者への通知

落札者決定通知書（様式 19）を落札者へ郵送する。

(5) 入札結果の公表

落札者を福島県報で公告する。また、入札結果書（様式 20）等を福島県北流域下水道建設事務所ウェブサイトに掲載する。

14 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から 10 日以内に契約書の取り交わしを行うこと。ただし、発注者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

15 契約条項

産業廃棄物処理委託契約書（案）による。

16 グループでの契約

- (1) グループにより入札に参加した者が落札した場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 5 項の規定により、収集運搬及び処分業務を分担する各構成員と個別に契約する。
- (2) 業務途中において、グループの代表者変更は、これを認めない。
- (3) 代表者を除く構成員のうちいずれかが業務途中において、履行不能となった場合には、福島県北流域下水道建設事務所長の承認を得て、当該グループの他の構成員（以下「残存構成員」という。）が当該履行不能となった構成員の業務を履行しなければならない。
- (4) (3) の場合において、残存構成員のみでは適正な業務の履行確保が困難な場合は、代表者は、残存構成員全員及び福島県北流域下水道建設事務所長の承諾を得て、新たな構成員をグループに加入させることができるものとする。
- (5) 代表者が、業務途中において履行不能となった場合には、福島県北流域下水道建設事務所長は契約を解除することができる。

17 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 入札の際に提出される書類に含まれる著作物の著作権は、入札者に帰属する。

イ 入札者が本件調達に関する費用については、すべて入札者が負担するものとする。

ウ 入札に際して提出された書類は、返却しない。

(2) 本件に関する事務を担当する公所の名称及び所在地

郵便番号 960-0102

住 所 福島県福島市鎌田字一本松 43 番地
福島県県北流域下水道建設事務所総務課

電話番号 024-554-2011

(3) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

別記 1

福島県流域下水道事業の会計に関する規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 167 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
 - (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
 - (4) 地方自治法施行令第 167 条の 5 第 1 項又は同令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）（第 186 条第 1 項第 2 号において「国等」という。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (16) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (3)及び(5)から(15)まで （略）

（入札保証金の減免）

第 186 条 前条の規定にかかわらず、入札執行権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
 - (2) 地方自治法施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であつて、過去 2 年間に国等とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3)から(4)まで （略）

別記2（第14項関係）

入札におけるくじ

開札の結果、落札となるべき価格の入札をした者が2名以上あり、順位の決定ができない場合は、「くじ」によりその順位を決定する。

1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合などは、法人番号の下3桁の数値が記載されたものとみなす。

2 くじの手順

- (1) 入札参加受付番号の小さい順にくじ番号（0、1、2…）を付与する。
- (2) 入札金額が同じ者の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を最上位とする。
- (4) 最上位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を2順位とする。この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を2順位とする。
- (5) 2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を3順位とする。この場合において、2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を3順位とする。
- (6) 4順位以下は(5)の規定に準じて順位を決定する。

【例】入札参加者3名が同額入札の場合

- (1) 入札参加受付番号の小さい順にくじ番号を付与する。

A社（入札参加受付番号1）…………… くじ番号 0

B社（入札参加受付番号3）…………… くじ番号 1

C社（入札参加受付番号6）…………… くじ番号 2

- (2) くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

A社（くじの数 123） 合計（123+072+452=647）

B社（くじの数 072）

C社（くじの数 452） 余り（647÷3=215…余り2）

- (3) 順位の決定

最上位は、余りの2と一致するくじ番号であるC社

2順位は、2+1=3のくじ番号が存在しないので、くじ番号0のA社

3順位は、0+1=1と一致するくじ番号であるB社